

5. 町田市環境基本条例*（平成12年12月27日 条例第68号）

目次

前文

第一章 総則（第1条―第8条）

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策（第9条―第19条）

第三章 環境管理の推進（第20条―第22条）

第四章 環境パートナーシップ*による環境の保全、回復及び創造の推進（第23条―第26条）

附則

前 文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての永い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が迫られている現代社会においては、私たちは良好な環境を単に自然から与えられるものとしてではなく、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものとして考えなければならなくなっている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権*を有している。同時に、私たちには環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷*の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者（以下「すべての者」という。）の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来のすべての人々が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる、生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境*をいう。
- (2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。
- (3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、日常生活等（以下「すべての活動」という。）により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁（雨水及び地下水の汚染を含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。
- (5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制*、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。

(6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。

(7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。

(8) 環境パートナーシップ* 市及び事業者並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの者により組織される民間の団体（以下「市民等」という。）が、環境の保全、回復及び創造を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権*の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷*を低減するよう行動することにより、循環型社会*を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。

3 自然環境及び歴史的文化的環境*の保全及び回復は、生物多様性*（生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。）が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び快適環境の創造
- (2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復
- (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進
- (4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進
- (5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進
- (6) 地球環境の保全
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負

荷の低減に寄与すること。

2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害その他環境汚染を防止するために、必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
- (4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。
- (2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

（在勤在学者等の責務）

第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。

（環境配慮*）

第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。

- (1) 公害を発生させないこと。
 - (2) 自然を大切にすること。
 - (3) 歴史と文化を大切にすること。
 - (4) まちをきれいにすること。
 - (5) ごみを減らすこと。
 - (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
 - (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。
- 2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。
- 3 前二項の規定は、市民の市外における活動について準用する。

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱

(3) 前二号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境行動指針）

第11条 市長は、事業者及び市民等が、環境への負荷*の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定する。

2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

（規制措置）

第12条 市長は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

2 市長は、生物多様性*を含めた自然環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずることができる。

3 市長は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

4 前三項に規定するもののほか、市長は、環境への負荷を低減するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

（誘導的措置）

第13条 市長は、事業者及び市民等が率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

2 市長は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的措置を講ずることができる。

（財政措置）

第14条 市長は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずよう努めなければならない。

（調査、監視及び測定の実施）

第15条 市長は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造に関する施策を策定及び推進するために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

2 市長は、前項の施策を適正に実施するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

（施策等の報告）

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

（市民意見の反映）

第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

（調整の体制）

第18条 市長は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について、総合的に調整及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

（国等との協力）

第19条 市長は、環境の保全、回復及び創造に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第三章 環境管理の推進

（環境監査の実施）

第20条 市長及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要と認めたときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求める等、必要な措置を講ずることができる。

（環境影響評価の促進）

第 21 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策又は事業を行う者が、当該施策又は事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（事業情報の公表）

第 22 条 市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷*の情報について、公表するよう努めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。

第四章 環境パートナーシップ*による環境の保全、回復及び創造の推進

（環境学習*の推進）

第 23 条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

（自発的活動の推進）

第 24 条 市、事業者及び市民等は、自発的に行う環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めるものとする。

（情報の提供）

第 25 条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

（広域的協力）

第 26 条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。